

関係法令	平成28年4月の道路法改正により創設
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路空間を利活用する民間団体と道路管理者が連携して道路の管理の一層の充実を図る</li> <li>●地区単位の道路の使い方や課題の検討・解消に向けた道路利用者目線での活動を期待</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象 (道路法第48条の23/施行規則第4条の18)</li> <li>●道路管理者に協力し道路に関する維持管理活動を実施。また、道路上での収益活動が可能となり、得た収益を道路の管理に還元する。 (道路法第48条の24/施行規則第4条の20)</li> </ul>



公共活動イメージ



収益活動イメージ



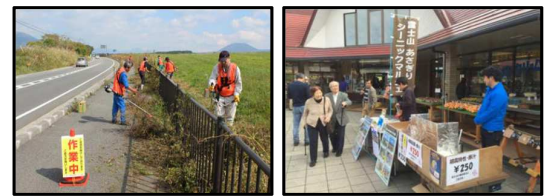
## 業務内容について（道路法第48条の24）

①道路管理者に協力して行う、道路に関する工事又は道路の維持 (例:道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
②安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定めるものの設置又は管理 (例:掲示板、ベンチ、案内板、街灯、カフェ、道路に関連したイベント)
③道路の管理に関する情報又は資料の収集、提供 (例:道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
④道路の管理に関する調査研究 (例:交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
⑤道路の管理に関する知識の普及、啓発 (例:通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
⑥前各号に掲げる業務に附帯する業務

## 道路協力団体による活動事例



清掃・花壇の植替え・かゝ (石川県)



除草・物販 (富山県)